

# きのくにカードローン

令和7年12月2日現在

## 商品名

シルバーキャッスルカードローン

保証会社	・ 信金ギャランティ株式会社		
融資対象者	・ 申込時の年齢が満60歳以上満69歳以下の方 ・ 信金ギャランティ(株)の保証が受けられる方 ・ 当金庫取引状況が不芳でない方 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方		
資金使途	・ 消費資金（事業資金は除く）		
融資形式	・ 当座貸越		
契約極度額	・ 50万円（10万円単位）		
利用限度額	・ 10万円～50万円以内（10万円単位） 利用限度額は信金ギャランティ(株)の審査により決定します。但し途上審査により利用限度額については契約極度額までの範囲（10万円きざみ）内で増減致します。		
契約期間	契約期間は、契約日の2年後応答月の10日とする。以後、2年毎に当金庫所定の審査を経て、更に2年間自動延長し、以後も同様とします。 但し、当貸形式で入出金が利用できる期間満了は、満年齢70歳の誕生日の属する月末までとし、以後は新規貸越の停止を行い、約定返済および随時返済のみとし、完済まで継続します。		
融資利率	極度額（万円）	融資利用利率（保証料含む）	
	50 年金受給口座なし	年利 14.5%	
	50 年金受給口座あり	年利 12.5%	
利息の計算方法	・ 毎日の最終残高(付利単位100円)の累計額について1年を365日とする日割計算		
遅延損害金	・ 年18.00%		
返済方法	・ 毎月10日（休日の場合は翌営業日）を約定日とし毎月約定日に10,000円を返済用口座から自動引落しします。又、随時返済もできます。 随時返済については、ローンカードを使用して自動機器又は営業店端末からいつでも返済できます		

利息徴求の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月10日（休日の場合は翌営業日）に元加方式（付利単位を100円とし、毎月の約定返済日に、前1ヶ月間の利息を借入残金に元加する。）</li> </ul>
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要</li> </ul>
お申込時にご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご印鑑（普通預金お取引印）</li> <li>ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか1つ） <ol style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>資格確認書</li> <li>パスポート（令和2年2月4日以降申請分は不可）</li> <li>マイナンバーカード（表面のみ）</li> </ol> </li> </ul> <p>*外国人の場合、上記書類のほかに 在留カード、特別永住者証明書・住民票写し（在留資格の記載があるもの）のいずれかが必要です。</p>
ローンカード発行手数料	<p>不要</p> <p>但し、ローンカードの毀損・喪失の場合再発行手数料として1,100円（税込）が必要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品については、途上審査により増額または、減額することがあります。</li> </ul> <p>注一途上審査とは、貸付実行後に信金ギャランティ(株)が定期的取引状況、個人情報等をチェックし、契約者の承諾によらず、契約極度額までの範囲(10万円きざみ)内で増減させるシステム。</p> <p>尚、途上審査結果は、信金ギャランティ(株)から毎月当庫第8営業日に通知され、翌第9営業日に共同センターで自動的に減額、増額処理されます。お客様へのお知らせは、変更処理後、当庫から毎月20日以降に郵送にて行います。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客様相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。</li> <li>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>*本商品はきのくに信用金庫のカードローンです。信金ギャランティ株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

\*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

\*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。